

お 知 ら せ  
令和 2 年 5 月 15 日

産業廃棄物処理業者各位

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度  
産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの新規申請事業者の「個別相談」の実施について

日頃から、産業廃棄物行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

東京都の産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルを、新規に認定取得をされる事業者様は、5月20日（水）～8月31日（月）の期間で申請を受け付けております。

申請を検討している方には、新規申請資料を配布いたしますので、下記のお問い合わせ先にご連絡をくださるようお願いいたします。

また、書類の作成等のご相談につきましても、個別相談を行いますのでお気軽にお問い合わせください。

何かとご不便をおかけしますがご理解のほどよろしくお願いいたします。

#### 【各種問合せ先】

《資料希望・個別相談等》

公益財団法人東京都環境公社  
優良性認定評価室  
直通電話：03-3644-1381

《優良性基準適合認定事業ホームページ》

[東京都環境公社 | 事業案内 | 資源循環 | 優良性基準適合認定事業](#)  
<https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/certification>

携帯、スマートフォンの場合は、右のQRコードから  
優良性基準適合認定事業のホームページが確認出来ます。



《申請の申し込》

申請受付フォームはこちら

[東京都環境公社 | 事業案内 | 資源循環 | 優良性基準適合認定事業 | 令和2年度 申請について](#)  
<https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/certification/application>